令和4年9月2日

郡市区等医師会　御中

一般社団法人 大阪府医師会
（公印省略）

美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について(再周知のご依頼)

この度、日本医師会より、標題の件に関して、再周知の依頼がありました。

すなわち、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントについては、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成25年9月27日付け医政発0927第1号厚生労働省医政局長通知)において、特に留意すべき事項が定められ、適切な対応についての周知がなされてきたところです。

今般、令和3年度厚生労働科学研究(地域医療基盤開発推進研究事業)による「美容医療における合併症実態調査と診療指針の作成及び医療安全の確保に向けたシステム構築への課題探索」(研究代表者:大慈弥裕之)研究報告書において、美容医療サービスを提供する際のインフォームド・コンセントが不十分な事例があることが報告されました。また、都道府県等に設置されている医療安全支援センター等の「医療に関する相談窓口」においても、令和2年度は、美容医療に関する相談・苦情について427件対応され、そのうち45件は「説明がわかりにくい」「態度が悪い」等を含むコミュニケーションに関する内容であること、また全国消費者生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に蓄積されている苦情相談においても、令和 3 年度は美容医療に関する相談が2,764件であったこと等が報告されています。

これらを受け、令和3年5月に国民生活センターが公表した若者向け注意喚起資料「美容医療サービス」では、美容医療サービスを受ける際にトラブルに遭わないためのポイントとして「その場で契約・施術をしない」「施術前にリスクや副作用の確認を」等が挙げられているところ、このたび、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長より都道府県衛生主管部(局)長等あてに、関係団体、医療機関等への上記通知等の再周知依頼がなされ、日本医師会にも再周知方依頼がなされたとのことです。

上記通知では、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して、特に留意すべき事項として、

① 診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反す

る情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること、

② 実施しようとする施術に要する費用等（当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む）や当該施術に係る解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと、

③ 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと、

④ 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は現に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと、

⑤ ①から④までに掲げる取扱いのほか、指針※に則らなければならないこと。
※「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成 15 年 9 月 12 日付け医政発 0912001 号厚生労働省医政局長通知）

を定めており、本件はその周知を改めて図るものです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会会員各位への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、上記研究班において、令和元年度厚生労働科学特別研究「美容医療における合併症の実態と診療指針の作成」（研究代表者：大慈弥裕之）で作成された「美容医療診療指針」の改訂について、次のとおり分担研究報告書にまとめており、そのなかで美容医療における医療安全に関し言及されておりますので（119 頁以降）、ご参照いただきますようお願いいたします。

◇「美容医療診療指針」改訂・分担研究報告書
「厚生労働科学研究成果データベース」のホームページページから、「研究成果検索」にて検索してください。掲載ＵＲＬは次の通りです。
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/%E2%91%A3R3%E5%88%A5%E7%B4%994%E5%88%86%E6%8B%85%E8%A8%BA%E7%99%82%E6%8C%87%E9%87%9D5_0.pdf

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
ＴＥＬ06-6763-7021　ＦＡＸ06-6764-0267
kikaku@po.osaka.med.or.jp